57X
51
7

訓幼字義 卷一

天道　天命

訓幼字義序

將以尽人之所以為人之道也

人苟於日用彝倫之間能若夏
道則雖曰未学亦尚理之已学矣況
玩童人之遺言通儒先之訓解
畧了其大義則言言皆足何必字字
梳句爬痒上竿較甚罣冊哉余於

錮蔽物欲之為害哉此既讀至此
之由究為富貴貧賤所迫仁是指何物
其所指甚廣是一言所不能盡而後不迷
所適方當（其）往至已徂（陷）言所羽
定儒行篇力行近仁而曰探索之
事蓋而致篤行之（近）直一節仁

二

如所仁不固（所）沿襲中而蒙不明此
學所以有古今之變也（先）君子能精
先儒之成說（信）熟中而（整）理（此）為至
今之道不過（事）事（奚）倫之當不
可向此上面求一段道理言其美

書誦多後生。
年而失子見前。
至後人皆富貴。
羽既久明。(識亦不弘)
致蒸生之難曉。
子不輒解。於生。揩
論重字義條。牧。箱小隙指。漢

后同語。名之曰訓幼字義。若文古
經大義。必當引申著。故隸而增及。
說肇於下垂之前。(脫葉)而完即
於猶之之必降。而額九二十六。
而條化百十。基增損改注。
當後儒云爾

九五百二十六

首

享保二年冬日　伊藤長胤書

訓幼字義目錄

卷之一
天道　天命
卷之二
道德　理
卷之三

伊藤氏學

仁　仁義禮智
卷之四
中　誠　忠　恕
恭　敬
卷之五
權
心
卷之六
性　情
卷之七
四端之心
才　志
卷之八
良知良能
意　氣

聖賢
學
君子小人
鬼神

目録畢

訓幼字義巻之一

天道 凡

君の経をよく道と等しく二様あり
一つ人のこゝろの吉凶禍福
すべて人力の及さゝるところ私なき道
しよ書経 禍よ所ゐ天道福善
狹淫易簡の三つ一つ作一物作来
とよのおそるべき天道
やまもよく道とよ易経に

五天之道曰陰与陽又云一陰一陽之
謂道そのより出る偏より移物の本
物ゝ等和合生の字を以て陰物の
上和ゝ等のてを通ゝ陰物の
字のよなありてゝ陰物の中まあ
ゝ字のおゝ
ゝも
○てを通よもの二ゝ
ゝ

天道

從ゝ天の字道多く字のよな
物ゝ等陰陽物のてをてを通ゝ等
てかゝゝ易ゝ陰の字ゝ
陰易甲ゝ等の中ゝ陰場
てゝ等宋朝ゝ来理学先生等ゝまて陰
陽出ゝ本ゝ新ゝ陰て字をゝゝ云
吉ゝ新ゝ物ゝまあゝゝゝ名く
本ゝまあゝ順ゝ年ゝ両一
○道ゝ等ゝ人の性来存之十ゝ道

路の名かり、これをかりて天道人道
と云、その道理一切万事かま
さしく今の道をかりて従来すべて
かくまもるべき易の上系辞中五章
一陰一陽之謂道の各一ノ字
を陰陽字よせて云、一闔一闢
謂之変と云、已に一陰一陽の活変底一
張一弛の武火文火五行生来、宇宙
至尊の君、或は作
或は師となり、到るまで従来の易
道をもて治めるを礼楽刑政と云
是をあつかふ。法官主象牛
のごとく従来の法を守るを云
ふ。法官主物物を主どる
ごとく従来の法を守るを云ふ。
結局の処は自然の道理ゆえ又
是を天道と云ふ。貴賓学生
八人君の道をもつて又自然の道
を主どるゆえ又天道と云ふ。

道也識之者人之(徳)
の(徳)施生ものおよ
を名つけて天
ふて
(いふ)(こと)いひ
天命人の
論の條下
ひ
ことなり

人のさをゆ
をてとて
まをて
をたつ
行の
や
の理をて
人のことあ
草木を

十

乾元といふ事を以てその名とし坤元
といふ事を以てその名とす「坤」は地の事なり「萬物
萬事をそなへ萬物萬事を生ずる事をいふ又母の事なり」故に
坤元をあるじとせり「元」は一元亨利貞の「元」なり「先人語意」
地又一元亨利貞これ天地の道なり
天地の字和訓ゆ
この故なり

先人手綱傳之事ニ而
手綱ニ中ニ
語ニ而
ありて
つゝまる
ありて
○語ニ字義ニ而
有聚而無故ニ

をきて無死無名を
其の先傳の如よ生死來去理ある
ことなりて生ずるも生ずるにあらず
すべて死すも死するにあらず
彼のあやまちをとりてとがめんとす
ぞやすべてこれその生をもその死と
ひとしくこれをとがめもちてこそ
ゆくものなれ
まことにまことにとかく

彼の道に只管ふかくを生ずる
てをつとめてこの心をうけて
生をすてるのうへとこそ乃至久しき
ときに活計するにおくことおよそて死あ
るべき人の其の名をこうらゆるみの
ものあり工人のうくるをもちてこれ
をつくる年をへしいるみ
ときにあるよれ抜し事もその初
活計する活計するの力をおを

享

曰否天不言以行事事示之而已矣又
有云乎哉便云天子事天以百神受
之是天子事天而百神受
百姓之命之事也民受
之也 然而已矣
事天一事也
事天之
人之上也
事人之人用
事天之
人之下也

ことなく
天皇をあ
人君とな
天地の人
きこと
○元享利貞の
乱為すことも
ともに
如くなって
天道を
四字

あはかまえ
与をあるいは
筮をこの卦
かく
すること
利貞この
ことなく
とそ

純

まことに利なり
孔安国大に武に利なりとなり
然れども此の卦の
ごとく爻のごとく
皆これを取りて
大哉乾元と
幸ひに孔かせしめ
ちうることを
言ふに長ずる者
なり

義と和とに負者事を幹也とこれを
天もちう人事を知てこれを
ものもちうるを
う九四下の
人とそうまことを
此卦西者
行にそうこの
君子の
すとそうを

天命

○天命と云ふ命令も亦命令の
ことに外ならざるが之を天命と
帝王乃詔勅宣旨のあるのてく
の言葉となりて人事の上
に如何なる吉凶禍福をもたらすか
明かもたゝ人事をつくして
ふたあるとこゝろと云ふ人力の

あつかうを
ゆるせども天命と
かゞほをよせ給ふ
命をもて二ツ場あり
和名鈔に
日まてゝみて
重ねよいもや
其の命に
とあるかし

日先傷の沈る平
ちゝをするかうすゝをまつ
の理あり
時手なる飛
仁愛 永
五十知天命
のまゝの
云ひ
一般の

○先儒ニ云テ理ノ字ヲ云ヒ
ヲヲヲ云ヒ天命ノ
命天道ヲ云ヒ流行
物所以者ヲ云ヒ
其稟而不惑ヲ又仁義ヲ云ヒ
是等和ノ
ヲヲヲヲヲヲヲヲ
ヲヲヲヲヲヲヲヲ
ヲヲヲヲヲヲヲヲ

○中古の若くなるに天命を拒む
ことを以て
[illegible]
[illegible]
[illegible]

云皇人之於天道命也と云の如
きの者をかもそれもきこゝむまゐ
あるものもしてすることをもまたは
多能的の者をもこれを命とゝいふ
ひてこゝの命ならぬもの
ゝ
○論語を按ずるに命を知ることを
といサ耳ともきゝのかゝることあり

若のてきるをもつ
のゝそれのあり
ゝ命とゝのもの
てこれをこゝあ
郭をこゝ

と云因循姑息
頼作ゝおもやう
書傳の大命
とゝの類の

保佑命ゝ自天祐
邦其命維新ゝその
ゝてこゝ命とゝ
ゝは領とゝ乃隕厥命

まてこそのいひ
をもとなすこと
事をもすすめ
○朱子のこと
下説とこの説
尹和靖もも
つかまつて程子
今在其中とみ
と

尹氏曰用舍與
と是
まて事
後世事

唯

遯

而不慍不亦君子乎

不見知而不悔雖聖者在上

有命富貴在天

侍人指環見無奈也とて
まて上なつて
物語かくの谷を
命の間のあつて
の事共も
物うき事共も
なれなあつまつ
ものゝこれ

の事ゆへて
四人の事を
ものゝ
事を
そう持
命
ありて
ありて

則非正命如何又若死而
不死却是失其正命必須當活着
這箇道理始得又曰若
得其正而死者是也
成湯之學
所謂
學也

非正命ゝ
命とのゝ
ゝ
祷死
縁
ゝ
ゝ
ゝ

先儒の説に曰天命者天所賦之正理
也知其可畏則具戒懼恐惧自有不
能已者而行異之謂可以不失矣と
これそ天命をおそれつゝみて
学ふ人の性をおさめ
ふこれ王天下お治るの
法なりてそのそもの
をのふかきふかきを
をおさめてそのもの
をおさめ

おのれ
の行ひもとゝのほりぬ
をそくれるおを
のれあり命をも
してあふきとこそ
のくるときこそろふしをとり見
そを人命をの
ゝ論語に君子有三畏と云ふ畏天命と云

QL57X
M51
v.7

（欠）
（天命）

止